平成19年度 第2回 資料12

情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

介護予防教室事業参加者判定のための福祉情報システムの修正について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文(電子計算機による個人情報の処理開発、変更)

(担当部課: 高齢者サービス課)

担当係 サービス係 担当者 高橋 内線(3813)

事業の概要

事業名	特定高齢者選定事業	
担当課	高齢者サービス課	
目的	介護保険法による地域支援事業に位置づけられる介護予防事業のうち特定高齢者	
	を選定する事業として実施する。	
対象者	区内在住の 65 歳以上の高齢者で介護保険の認定が非該当または、未申請の者	
事業内容	基本健康診査等と合わせて実施される生活機能評価結果から対象者を選定する。	
	選定した対象者には介護予防事業にとりくむ勧奨通知を発送し、介護予防ケアプラ	
	ンの作成、介護予防教室事業への参加を促す。	
	基本健診未受診者で、特定高齢者候補者を選定する「基本チェックリスト」で一	
	定の基準に該当した者については、基本健康診査の受診を勧奨し、そこで実施され	
	る生活機能評価判定の決定をもとに特定高齢者の決定を行う。	

件名 介護予防教室事業参加者判定のための福祉情報システムの修正 について

保有課 (担当課)	高齢者サービス課
登録業務の名称	介護予防教室等事業
	1 個人の範囲 基本健診等を受診した 65 歳以上の高齢者のうち、別紙チェックリスト及び生活機能評価の結果 が特定高齢者判定基準に該当するもの。
記録される情報項目 (だれの、どのような 項目が、どこのコンピ	2 記録項目 既存項目 ・基本チェックリスト・健診受診日・生活機能評価実施場所・判定内容 新規項目
ュータに記録される のか)	生活機能評価結果のうち ・ 運動検査:握力、開眼片足立ち、歩行速度が一定基準以下 ・ 低栄養(アルプミン値):血清アルプミン値が一定基準以下 ・ 口腔内衛生状態:口腔内衛生状態に問題が有 ・ 唾液嚥下:反復唾液嚥下テストが30秒間で3回未満
	3 記録するコンピュータ 福祉情報システムサーバ
新規開発・追加・変更 の理由	・国が特定高齢者選定基準の緩和し、基本チェックリストと生活機能評価の項目の組み合わせを一部変更したことにより、入力項目を増やす必要が生じたため。
新規開発・追加・ 変更の内容	・基本チェックリストの該当項目が基準数を超え、生活機能評価で 運動機能 低栄養(アルプミン値) 口腔内衛生状態 唾液嚥下のいずれかに該当した場合に特定高齢者と判定するよう修正する。
開発等を委託する場 合における個人情報 保護対策	修正にあたり個人情報の取り扱いは無い。
新規開発・追加・ 変更の時期	本審議会の承認後、契約締結し修正を行う。 7月上旬~中旬から稼動。